

平成28年3月
総務省自治行政局住民制度課
同 市町村課行政経営支援室
法務省民事局民事第一課

戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令 概要

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）の施行等に伴い、総合区制度の創設等を踏まえた関係省令の整備を行う。

2 改正の概要

- (1) 総合区制度の創設に伴い、以下の措置を講ずる。
- 関係法令における市町村長を指定都市においては区長とする旨の規定について、区長又は総合区長とする。
 - 関係法令における地方公共団体を指定都市においては区とする旨の規定について、区又は総合区とする。
- (2) その他関係法令の規定について所要の措置を講ずる。

3 施行日

平成28年4月1日